

(15) 北条氏一門が占めた守護職の数は霜月騒動の後が五十六国中二十八国、元弘末年には五十七国中三十国に及んでいたことが確認されている。

(16) 北条時輔の前は在地武士の金持氏が伯耆国守護であったとされているが、「大山寺縁起」によると宝治元年の宝治合戦の際に三浦氏に加担して金持氏も敗れており、所領も没収されている。このときに伯耆国守護職も没収され、北条氏一門に付与されたものと考えられる。

(17) この「三浦遠江次郎左衛門」については詳しいことは分からぬが、葦名系の流れを引く一族である（左系図参照）。佐藤進一氏は『尊卑分脈』『系図纂要』などの系図をもとに葦名時連の子頼連か行連がそれにあたるとされている。一方『福島県史』は光盛の子経光が伯耆国守護であつたが勘定を受け流浪し、鎌倉の寿福寺に入ったと記しており、経光を伯耆国守護にあてている。



*『三浦系図』『芦名家御系譜』『系図纂要』より筆者作成

(18) 佐藤進一氏前掲注（3）論文

(19) 石見国については注（10）の「守護交代注文」に建治年間以後の守護として「武藏式部大夫」とあり、これが北条氏一門であるとされている。氏名等明らかでなく、またその後の守護も不明である。

竹島渡海と鳥取藩 —元禄竹島一件考・序説—

はじめに

「竹島一件」とは、近世における竹島（現在の鬱陵島）およびその周辺海域の利権をめぐる日朝間の係争のことをいう。この係争は、時期的にもつとも狭く範囲を限定すれば、鳥取藩領米子町人の訴えに応えて徳川幕府が朝鮮人の竹島出漁禁止を朝鮮側に求めた元禄六（一六九三）年から、徳川幕府が日本人の竹島渡海禁止を命じた元禄九年に到るものである。しかしながら、元禄六年の米子町人の訴えには、それまで彼らが排他的に竹島周辺での利権を確保してきたという背景があるから、「竹島一件」を論じるためには、米子町人らの竹島渡海の歴史から話を説き起こす必要がある。

これまでのところ、右の「竹島一件」に關わって、歴史学の文献を引用しつつ最も詳細に論じたのは「川上健三」である。その後に現れた諸論稿「梶村秀樹、堀和生、内藤正中一九九五、李薰、内藤正中一九九八」は、立論の趣旨が全く異なる場合であつても、個別事実の評価に些かの違いが認められこそすれ、「竹島一件」理解の大筋は「川上健三」と変わらない。「ここという「竹島一件」理解の大筋とは以下の通りである。鳥取藩領米子の大谷甚吉が村川市兵衛とともに竹島渡航許可を幕府に申請し、

(20) 『増鏡』によると、天皇の一行は山陽道を西に進み、加古川→美作→伯耆→安来のコースを通って隱岐へ向かっている。

(21) 『名和氏紀事』（『因伯叢書 第四冊』所収）

(22) 建長元年十一月三日付北条重時下文（『鎌倉遺文』七一三二号）

(23) 天保元年五月付石清水八幡宮寺申文（『鎌倉遺文』四五二二号）には北条郷地頭代が久米郡北条郷内にある山田別宮の神奥・神宝を汚穢したと記されているが、この北条郷地頭代と庄四郎の関係はよくわかつていな

(24) 石井進氏「鎌倉時代『守護領』研究序説」（『日本社会経済史研究 古代中世編』のち『日本中世国家史の研究』所収）

(25) 「東郷庄園裏書」正嘉二年十一月沙弥某・政久連署状（『鎌倉遺文』八三一七号）

い。

。

元和四（一六一八）年、幕府は「渡海免許」を発給した。大谷・村川両家は輪番で竹島渡海を行い、寛文元（一六六一）年ころには松島への「渡海免許」も与えられた。ところが元禄六（一六九三）年、竹島で大谷家一行と朝鮮漁民とが競合し、大谷・村川両家が幕府に訴えた。そのため、竹島の漁業権・領有権を争う朝日間の外交交渉「竹島一件」に発展した。元禄九年一月、大谷・村川両家の竹島渡航が禁止され、「竹島一件」に決着がつけられた。

さて、本稿では、竹島渡海と鳥取藩との関わりに重点を置きながら、右の通説的理解の再検討を試みたい。ただし、本稿は時期的に元禄五年までを扱い、「元禄竹島一件」の歴史的前提について考察する。

池内敏

は、朱印船が出航のつど、老中から長崎奉行に宛てた奉書を必要とするというものであったから、宛先は「竹島渡海免許」にあるようなものとはならない。

それでは「竹島渡海免許」とはいかなる「免許」であつたろうか。

この免許は、伯耆国米子から竹島へ船で渡る筋道がついているという事実を前提に「如其今度致渡海」ことを村川・大谷が申請し、幕府として了解したというものである（前掲「史料1」）。そして文面を読む限り、幕府として「今後の」渡海を了解したものではなく、「今度の」渡海について了解したものである。しかも幕府の了解は、村川・大谷に対してではなく、彼らの属する鳥取藩の領主に対して宛てられた。

さて、「竹島渡海免許」は、異國渡海朱印状のようない渡海の終わることに返却されたであろうか。別の言い方をすれば、「竹島渡海免許」は渡海ごとに改めて申請しなおされたであろうか。この免許は、年寄（老中）連署奉書の形式でいたん鳥取藩主に宛てて発給され、藩主から間接的に大谷・村川に対して許可が下される形式をとつた。したがつて、渡航時（または渡航申請時）の藩主が代替わりをしておれば、更新された新しい渡航免許の宛先も変わつてくるはずである。

寛永一四（一六三七）年、竹島渡海後に朝鮮半島に漂着した村川市兵衛ら三十人は松平新太郎（池田光政）宛の「竹島渡海免許」の写を携行していたが、ときの鳥取藩主は池田光仲（松平勝（庄五郎））である。一方、寛文六（一六六六）年七月にも伯耆米子の大谷九右衛門門船二三人が竹島渡海ののち朝鮮半島に漂着しているが（「池内敏 付錄年表 整理番号13」）、このときの一形も「御老中様より松平新太郎殿へ被遣候御状之写」を所持していた。これもまた寛永初年に発給された「竹島渡海免許」の写と考えて良からう。ときの藩主も池田光仲である。

とすれば、寛永初年に「竹島渡海免許」が与えられてのち、大谷・村川は渡海ごとに免許を更新することではなく、また藩主の代替わりにと推測する「川上健三、七三（七九頁）」。

ところで、三代目大谷九右衛門は松島拝領と渡海について述べるものの、「寛永初年竹島渡海免許」のごとき文書の存在には言及しない。

また、寛文六（一六六六）年、大谷船が朝鮮に漂着して対馬藩による所持品調査がなされた際、「竹島渡海免許」は見いだされたが、「松島渡海免許」なるものは見あたらない。発行からわずか一〇年を隔てない時期に、大谷船はなぜゆえに免許を携行しなかつたのだろうか。そこです、川上健三が大谷家の松島渡海開始を寛文元年だと結論づけた史料から検討してみたい。これらは川上にとって、「松島渡海免許」の発給時期を確定する作業と密接にかかわるものと位置づけられてもいる。

【史料4】

七月十五日村川市兵方御越候御状拝見、殊更疎踏皮三足贈給忝候、先以（^a）道喜老初各御無事之由目出珍重存候此表無相替儀、（^b）四郎五郎無為拙者体と無異儀罷在候、可御心安候、如承意春中八久々御在江戸候へ共、為差御馳走も不仕、今更御残多候、（^c）特又竹嶋渡海筋松嶋へ之小舟之儀被仰越候、今度市兵衛方ニ様子具承候、（^d）去年市兵衛舟出候、着舟不申大分之損仕由、（^e）於然

際して更新を申請することもなかつたといえよう。大谷・村川の手元には「寛永初年竹島渡海免許」の写しか無かつたのである。そうした状態が竹島渡海禁止の命じられた元禄九年正月に至るまで変わりなかつたことは、次に示す竹島渡海禁止を命じた老中奉書の文面からも窺い知ることができよう。

【史料3】

先年松平新太郎因州・伯州領知之節相窺之伯州米子の町人村川市兵衛・大屋甚吉竹島江渡海、至于今雖致漁候、向後竹島江渡海之儀制禁可申付旨被仰出候間、可被存其趣候、恐々謹言
正月廿八日

戸田山城守 忠昌

阿部豊後守 正武

大久保加賀守 忠朝

こうした点を踏まえるならば、大谷・村川の竹島渡海について、徳川幕府が渡海のつど公式に再確認をしていたわけではないことが知られるよう。とすれば、「元和四年竹島渡海免許」発給をもつて、「かくて日本人による竹島（薩摩島）の開発は幕府公認の下に本格化することとなる」（川上健三、七三頁）と評価するには躊躇わざるを得ない。

二 竹島・松島渡海をめぐる大谷家と村川家

（1）「寛文元年松島渡海免許」

松平伯耆守殿 （伯耆志）四一三頁『島敷藩史』六、四六六頁
谷九右衛門（勝信）は、「竹嶋之道筋二式十町斗廻り申小嶋」を「廿四年以前、阿部四郎五郎様御取持を以拝領、船渡海仕候」と述べる（川上健三、五一～五一頁）、大谷家自録2-19。」こにいう「小嶋」とはおそらく

【史料5】

村川市兵衛方へ遣す書状之写

ハ先市兵衛舟遣候、貴様ハ重而之番より渡海可然候、其節御越候ハ、御直委可承候、当年御当地毎々御入候へ共、何之沙汰も不被仰聞候て、筆談三てハ委細承知も不罷成候、（^f）其上市兵被申分とハ貴様書面少相違成儀も御座候、市兵方口上三て有物語候、猶面談可得御意候、恐惶謹言
（万治元年／一六五八）九月七日

大屋九右衛門様 御限（報知）
猶々、去年市兵過分之損仕由候、先村川舟渡海、貴様ハ重而之番より遣し可然候、其内貴様御越候ハ、御直委可承候、已上
（川上健三、七七頁）、大谷家自録2-33

(万治二年／一六五九) 九月八日 龟山庄左衛門 (花押)

(川上健三、七八頁) 大谷家目録2—25

【史料6】

過八日之御飛札到来、殊下緒毫具贈給過分之至候、其元相替儀無
之無事之旨令祝着候、(a)亡父四郎五郎方へ預御音札令承知候

去三月相果、我等共々悲歎候事ニ候、(b)來年御手前舟竹嶋へ渡

海、松嶋へも初而舟可被指越之旨、村川市兵衛と被致相談尤ニ候、
委細者家来龜山庄左衛門方より可申達候間不能詳候、恐惶謹言、

(万治三年／一六六〇) 九月四日

大屋九右衛門様

御返事

(川上健三、七三頁) 大谷家目録2—35

【史料7】

猶以、村川市兵衛殿近日御当地へ御参府可被成由被仰越候、
左候ハ、渡海之儀様子直段ニ可承候、市兵衛被帰候時分委細
可申入候、(d)先年相渡し候證文ニ具可有御座候間、今以其
通三舟御渡し可被成候、御仕合能可有之と存事候、追而御吉
左右可承候、以上

八月八日之御飛札拝見、先以貴様御無事之由自出珍重ニ存候、然
者(a)四郎五郎儀去三月上旬より煩出し、同月十六日ニ相果被申
候、各々様久々之御知人ニ付候間、可有御口悲と察入候、跡職之
儀ハ存生之内末弟権八郎致様子、公儀相渡候間可安御心候、病中
にも御老中様各御見廻被成、色々御懇被遊被下、実難有四郎五郎
存候、権八郎儀、今以四郎五郎同前ニ御老中様御懇御座候間可安
御心候、御用之儀も御座候ハ四郎五郎同前ニ可被仰越候、少も
如在申間敷候、將又(b)來年より竹嶋之内松嶋へ貴様舟御渡之筈
ニ御座候旨、先年四郎五郎御老中様へ得御内意申候、(c)渡海之

番年相定、市兵衛殿・貴様へ証文相渡し置候間、村川殿と御相談
候而、其証文次第可被成候、市兵衛殿も貴様も其証文之通少し
も御違背者有之間敷儀と存候、猶期後音之時候、恐惶謹言

(万治二年／一六六〇) 九月五日

大屋九右衛門様

御限 (報力)

(川上健三、七四頁) 大谷家目録2—34

* 猶書の部分は「大谷氏日記」によつて補つた。

さて、右の四史料はいずれも年未詳だが、すでに川上健三によつて
「史料5」・「史料7」については年代確定がなされている。「史料
6」「史料7」は、「史料6」(a)・「史料7」(a)の記述と阿部四郎
五郎正継が万治三(一六六〇)年三月一六日に没していることから、
いずれも万治三年の書状である。

大谷船の松嶋初渡海が、万治三年からみて「來年」(史料6)(b)・
(史料7)(b)とされるが、その万治四(寛文元)年は丑年にあた
る。「史料5」(e)にいう「來ル丑寅両年より九右方渡し」の丑年と
は万治四年に相当し、この年が大谷家の松嶋初渡海である以上、その
前年までは村川家が松島渡海を行つてゐることとなる。したがつて、
(史料5)(d)後半部にある「先來年も村川船遣候」の來年とは万治
三年となり、この書状は万治二年のものとなる。ついでながら、(d)
前半部分にある「去々年村川大分之損仕候由」は明暦三(一六五七)
年となり、松嶋渡海にかかわつて村川が阿部四郎五郎に申し入れをし
た(a)「去年貴様被仰候」は万治元年のこととなる。

(史料4)は、大谷道喜・阿部四郎五郎いれも健在((a)(b))
の時期の書状であるから、大谷道喜の没年月(寛文二年一二月)・阿
部四郎五郎の没年月(万治三年三月)と考え併せて、少なくとも万治
二年以前のものでなければならない。「史料4」(d)「去年市兵衛舟

松島渡海を画策し(史料4)(e)、そうした大谷への働き掛けが翌
万治二年に大谷九右衛門の阿部訪問(史料5)(c)と、寛文元年・
二年における大谷の松島渡海・その後の大谷・村川による順番での渡
海(史料5)(e)という調整案に落ち着いていた。兩者による
「御談合」(史料5)(f)をこそ阿部は重視したのである。
ところで村川による松島渡海の試みは明暦三(一六五七)年が初め
てのことではない。

【史料8】

尚々当地濶節様・大和様へも島之義申上候、御同名九右衛門
殿へ別紙ニ可進候へ共、御手前様より左之通御心得頗申候、

以上

貴札致拝見候、先以其地御無事御座候而大慶ニ存候、此地も前条
無之候、先度去与風罷越候處ニ、種々御懇意殊ニ再三御振舞可被
成候間、毎度之御心入不淺忌存候、御山下ニも御理り申何も様へ
も詞不申候ニ付、御無沙汰帰宅候、隨而松島へ七八拾石之小舟
遣、鉄砲二而ミ打ち申候ハ、小島之方三候間、竹島江ミちにけ
ざり、竹島之納所大分候ハンと市兵衛申候、大義存候由ゆ、彦
左衛門つたひ申上候者、市兵衛心次第と存以來之心みさもある
へき事かと存、江戸安部四郎五郎様へ御内証申上候、飛脚進上
申候、調可申も不存候、猶追而可得其意候、恐惶謹言、

極五月五日

石井宗悦 常(花押)

道喜様 御報 (新修馬取市史) 第二卷、三三三頁、大谷家目録1—10

差出の石井宗悦は鳥取城下における初期商人の一人で、廻船業に活
躍した人物である。宛先の道喜とは、「史料4」・「史料5」にもある米
子大谷初代の九右衛門勝宗をさす。右の書状は、田村達也の考証によ
り、狭くとれば承応元(一六五二)年、広くとれば一六四〇年後半、五〇年ころのものとされている。

一六四〇年代後半ないし五〇年代はじめから、右史料傍線部に見られるような松島経営の展望を温めていた村川からすれば、たゞ単独であつても松島渡海事業は行いたかつたであろう。そして遅くとも明暦三（一六五七）年にはそれを実行していった。

こうして村川単独による松島渡海の既成事実化が進められていた以上、阿部四郎五郎の存生中に老中から得たといふ内意（「史料7」（b））は、松島渡海の新規許可ではありえない。また、「市兵衛殿・貴様へ」交付した「証文」（「史料7」（c））もまた同様に松島渡海の新規許可ではありえない。それらは「市兵衛殿・貴様」両者へ交付されたものであつたから、村川単独により既成事実化された松島渡海を追認し免許を与えるものともなりえない。先年渡しておいた「證文」どおりに「舟御渡し可被成」（「史料7」（d））ともいうのだから、「内意」にしろ、「証文」にしろ、おそらくは村川が先行して進めていた単独での松島渡海を刷新し、大谷・村川双方による渡海事業へと調整する内容をもつものではなかつたろうか。大谷と村川の「談合」（「史料5」（e））や「御相談」（「史料7」（c））を重視したのはその点と関係する。

ところで、阿部がかようによ大谷・村川双方の「談合」「御相談」を重視し、かつまた阿部が調整役として乗り出さざるを得なかつた事情についても言及しておきたい。

さきほど万治元（一六五八）年に、松島渡海をめぐる大谷・村川間の調整作業が進められたことを述べた（「史料4」）、「史料7」）。この時期、大谷家当主であった初代大谷九右衛門勝宗（道喜）は九〇歳を越える高齢であつた。そのため万治（一六五九）年、大谷道喜は病のため出府できず、幼少の伴惣助を御目見に派遣した。「貴殿（大谷道喜のこと）引用者注 病氣ニ付而、為名代同姓惣助御下」（五月晦日、大谷家之一、『伯耆志』四一五・六頁）とか、「伴惣助前髪にて江戸出府、

六年大谷船の積荷にかなりの違ひがみられる」と（表1）や、卯年（年未詳）六月廿八日付の鳥取藩老以下を対象とする「海鹽之油」割符状に「当年は去年之半分積み參り候」とあるところからすれば、「難船等損害」「年により豊凶」のあつたこともまた首肯できる。しかしながら、天和元年、大谷・村川両家が相談の上そつした年々の不均衡をただすようになった、といえるかについては疑問である。川上の右記述の論拠となつた「協約」とは以下の史料である。

史料9

取替し申一札之事

一当暮より、（a）竹嶋・松嶋自今以後寄合之所務に仕候、然上ハ此儀ニ付、仮令損亡在之候而も利分在之候而も両人割符仕、右之算用少も無相違可致事、
一両嶋帰帆砌、所務之品々少ニても無偽明白に可申相事、
一両嶋仕出し之算用、是又互ニ少ニても隠偽申間敷事、
右如一札之、子共之代ニ至迄、（b）両嶋寄合ニ仕候上ハ、互無遠慮致相談、嶋仕出し入目互疑無之様ニ可仕候、尤損亡又ハ利分在之候節ハ、猶以両人割符無相違様ニ堅算用可申事、依為後之年之
一札如件、

天和元年 西ノ十二月廿三日

大屋九右衛門殿

（川上健三、九二頁、大谷家目録一、25）

この史料が、大谷・村川両家の竹嶋・松嶋渡海およびその収益について合意がなされた文書であることは間違いない。ただし、それが川上の説くように、年々の収益の不均衡をただす意図を含んだものとすることはできない。傍線部（a）（b）に見るように、ここで合意されることは、今後竹島・松島両島への渡海を大谷・村川の共同で行う（寄合之所務）ということである。そこで生じた損益については両者折半す

城内にて元服九右衛門と改名」（六月朔日、大谷家2—3）という。「こうした当主の高齢・病氣および後継者の幼少という現状にあっては、既に単独での松島渡海を進めつある村川側に対応できるだけの判断を下すことは、大谷側にとって困難だったのではないか。また、ことを大谷・村川双方に任せきりにしたのでは、両者の均衡を保てる保障がなかった。相対的に非力な立場に置かれた大谷側が、阿部側と緊密に連絡を取りながら利害調整を求めたのではなかつたか。

以上を要するに、「松島渡海免許」なるものは存在しないのである。万治（寛文）の交に現れた事態は新たな渡海免許発行ではなく、渡海をめぐる大谷・村川両家の利害調整に過ぎなかつた。寛文六年、竹島渡海の帰りに漂流した大谷船が「寛永初年竹島渡海免許」の写のみを携行し、松島渡海免許を携行しなかつたのは蓋し当然であった。

（2）「寄合之所務」について

川上健三は、大谷・村川両家の竹島・松島経営について「輪番で隔年渡海し、その収穫はそれぞれ自家の所得としていたが、年により豊凶があり、また時に難船等の損害もあって収入に不同があつたので、両家相談の上、天和元年（一六八一年）以降収支損益を通じて計算することとなり、次とのおり協約を取りかわした」（川上健三、九二頁）と述べる。

厳密な一年交代であったか否かはひとまず措くとしても、ある時期に大谷・村川両家が輪番で竹島・松島渡海を行つていたのは事実であろう。それは、万治（一六五九）年の大谷道喜あて龜山庄左衛門書状に「如例両人にて順々に御渡し可然候」（「史料5」（e））とあることや、寛永（一六三七）年に漂流した竹島渡海船が村川市兵衛船だけであり、寛文（一六六六）年の漂流船が大谷九右衛門船だけであつたことからも裏付けられよう。そして、寛永（一四年）村川船と寛文（一四年）大谷船との漂流船の記述とも合致する。

この点については、次に示す「史料10」からも傍証できよう。これは大谷家目録2—23の概要であり、目録では年未詳とされるが延宝九（一六八一）天和元（一六五九）年のものである。二代大谷九右衛門（勝美）の隠居名が瀬兵衛だから、傍線部（b）に「同姓瀬兵衛」とはこの人のことを指す。大谷瀬兵衛は延宝七年九月三日に没しているから、この史料は延宝九年のものと分かる。また、鳥取藩政史料「御在国在府日記」延宝九年七月一三日項に村川市兵衛御目見に関する記録がある（前述）ので、傍線部（a）の記述とも合致する。

史料10

（a）市兵衛首尾能御目見仕り恐縮の事、其の方は病氣の由、少し間をおいて出府するよう、（b）同姓瀬兵衛去々年九月三日死去、力落しの事、当方も知人故残念、（c）近年竹島の様子宜しからずる旨を村川市兵衛より聞き、尚、松島渡海の船破損、市兵衛も近年兩島にての所務無く難儀致し、（d）此の上は兩人相談し、一所に船遣り、帰帆後損得両方割符にする様に、云々

（大谷家目録2—23）

ことの子細は不明ながら「近年竹島の様子宜しからず」と、村川市兵衛の仕立てた松島渡海船の破損、近年村川が竹島・松島で収益をあげられないこと、こうした事情がきっかけとなつて（c）、今後の竹島・松島渡海のあり方を変更しようといふのである。新しいやり方は、大谷・村川と一緒に船を出し、帰帆ののち収益を折半する、というものであつた（（d））。こうした変更は、阿部から大谷に対して提案されているところからすれば（（d））、村川側から阿部に対する働きかけでもあつたのかもしれない。

竹島渡海に伴う収益が思わしくないことは、同じ年の大谷家の史料

にも明らかである。

〔史料11〕

覚

一先年二達、近年ハ竹嶋所務も年々三減シ、油等も御存如被為遊候漸式三拾樽或ハ四五拾樽ならてハ不參、此分ニ而ハ中々勝手ニ逢申候得共、御公儀様へ年々鮑大分ニ被為召上、鮑前銀として銀子過分ニ拝借仕、御影を以竹嶋渡海仕、難有仕合奉存候、ハ、是又同前ニ難有儀奉存候、弥御了簡奉頼上候、以上

(三ヶ条略)

右御断如申上候、何とそ鮑前銀例年之通拝借仕候様ニ被為仰付下候ハ、別而難有可奉存候、勝手不如意之私儀ニ御座候へハ嶋用意難調迷惑仕候、村川市兵衛儀も來暮より嶋用意仕儀ニ御座候へハ、是又同前ニ難有儀奉存候、弥御了簡奉頼上候、以上

天和元年 西ノ十月晦日

〔大谷氏旧記〕

(後述)から、右史料にいう「御公儀様」とは鳥取藩のことである。鳥

取藩からの借銀でこれまで家業を継続させてきた。近年はとりわけ竹嶋渡海に伴う収益が減少しているから、今年も例年通り藩からの借銀をお願いしたい、という。

このように竹島渡海による収益の減少するなか、延宝九(天和元年)八月初の阿部提案をうけて、同年暮、大谷・村川は竹島・松島の共同渡海を行なうことで合意した。輪番でなされてきた竹島・松島渡海は、天和二年の春からその形態を変えることとなつたのである。

三 竹島・松島渡海と幕藩権力

(1) 「竹島渡海免許」発給以前の状況

『多聞院日記』天正二〇(一五九二)年五月一九日条に、伯耆人弥

あるいは配下に収めながら、大谷・村川は竹島渡海の利権を排他的に確保していく。

もつとも「竹島渡海免許」は寛永一年(または元年)の一回限りに発給されたものであり、その後更新されることはなかつた。そのため「竹島渡海免許」発給を機に始めた競合者と、そこに形成された幕閣とのつながりを誇る由緒が、競合者を排除する役割を補完した。

その大谷・村川の公義御目見は、四五年に一度の「阿部四郎五郎家が寺社奉行へ申入れることによって実現された(後掲「史料12」)(c)、(表2)から、仲介者が継続的努力を払つて初めて維持されるものであった(後述)。とすれば、幕府と大谷・村川両家の関係は、必ずしも公的・継続的なものではなく、代々の阿部四郎五郎家による仲介の努力によって維持された私的・不定期の関係であつた。

ところで、鳥取藩以外の幕藩領主にとって、竹島産の珍品は阿部四郎五郎家との関係を介してのみ入手できた。たとえば年末詳六月二日付の村川市兵衛あて亀山庄左衛門書状は、「百合草・にんにく・大竹ほか竹島産の珍品を大坂肥後橋屋清三郎方へ届けるよう指示し、亀山もまた大桐一本を所望する内容が記される」。その書状中で「四郎五郎并拙者名と書、自然竹島へ之用之儀申造者有之候、必承引被仕間敷候、此段九右方江今度直々堅く申渡候」というから、阿部四郎五郎の名義を借りて竹島産の珍品を大谷・村川に注文する者もあつたのであらう。阿部もまた、大谷・村川とつながることである種の特権的な地位を得た。

代々の阿部家と大谷・村川家が密接な人間関係を繋いでゆくことと、大谷・村川家に権威と由緒が付与された。そのことを通じて、大谷・村川两家は竹島周辺における利権を排他的に確保することとなつたのである。

七が「いそたき人参」を持参して奈良興福寺多聞院英俊のもとを訪れたとする記事がある。中村栄孝はこの記事から、磯竹島(磯陵島)が薬剤としての人参の产地として知られていたことを推測する「中村栄孝、四〇頁」。

元和四(一六一八)年七月、出雲三尾閑の住人馬多三伊原七名が磯陵島出漁中に漂流して朝鮮に至り、元和六年には、ひそかに竹島渡海を行つていた対馬人弥左衛門・仁右衛門(または豊坂弥左衛門父子)が捕らえられて処罰された¹²。こうした事例からすれば、寛永一(一六二五)年(または元年)竹島渡海免許が大谷・村川両名に発給される以前、偶然の漂着ではなく意識的な竹島渡海を行う者が既に存在した。

ここで、元和四年に竹島渡海を行つたのは出雲三尾閑の住人であつた。大谷・村川が竹島渡海を行ふ際には、米子から出雲雪津(三尾閑)を経由して隱岐島後福浦へ渡り竹島へ向かつたというから、出雲・隱岐の住人が独力で竹島渡海を行ふこともありえた。そして寛文六(一六六六)年朝鮮に漂着した大谷船の場合、乗員二名の生國の内訳は伯耆一三名・隱岐九名であった(『竹島考』「大谷之船到朝鮮國」)。

万治三(延宝九(一六六〇)八一)年の間の時期には、材木伐採を目的に大谷・村川以外の「他所の者」が竹島に入り込み、「脇より訴訟人達の六ヶ敷事出来」という(大谷家2-20・29)。また、享保七(一七二二)年、石見国安濃郡の三名が七年以前に竹島で潜商行為をはらいたとして処分された(内藤正中一九九五、一六〇〇頁)。さらに「史料8」に登場する鳥取城下の初期商人石井宗悦は何らかのかたちで竹島渡海に関与しようとした。おそらく因幡国も含めて山陰地域の人々には竹島渡海とその利益にあずかる可能性があり、大谷と村川が互いに競争者となりうる可能性すら皆無ではなかつた。

このように藩領を越えた各地に潜在的に競合する勢力があつたから、大谷・村川は鳥取藩の免許ではなく幕府の免許をこそ求めた。それが「寛永初年竹島渡海免許」であった。そうして競合する勢力を排除し

(2) 大谷・村川家と鳥取藩

大谷・村川家の竹島渡海に際して鳥取藩が経済支援を行なつたことはこれまでに知られている。たとえば、万治二(一六五九)年一〇月三日付串鮑売上証文や寛文三(一六六三)年正月一日付御城銀借用証文によれば、村川市兵衛が一貫五百目(丁銀)を鳥取藩から借受け、竹島渡海で獲た串鮑を藩に買上げてもらい、その際に買上高と借銀高との清算を行つた(『鳥取県郷土史』四六三(一四四))。渡海前における藩からの借銀は、管見のかぎりでは寛永一五(一六三八)年から認められ、その史料に「此以前のことく」とあることからすれば、こうしたやり方は寛永一五年より以前からの慣行であった。そして、元禄六(一六九三)年一二月までこうした借銀が継続された¹³。

鳥取藩が大谷・村川两家から買上げた串鮑は、「竹島串鮑」として将軍家ほか幕府要職たちへの献上品として用いられた。竹島串鮑の公義献上日時が具体的に分かるのは寛文一一(一六七一)年から¹⁴とおり、そうした行為がいつ頃まで遡りうるものであるかは十分明らかではない。ただし寛文八(一六六八)年までにはそうした献上が始まられており、元禄九(一六九六)年の竹島渡海禁止に到るまで続いた¹⁵。こうした献上の積み重ねを通じて、他藩からも「御代々伯耆守様より竹島鮑公義御献上」として知られるに到る。

ところで、延宝九(一六一八)年三月二九日、阿部四郎五郎正重は小普請入りとなり公務を離れることとなつた。このためこの年から大

野右衛門大夫・松平山城守の寺社奉行三名に申入れたものである。

〔史料12〕

伯耆国米子村川市兵衛儀、公方様江御目見罷越候、(a)先年より安部四郎五郎殿御取持三而御目見仕来り候、然處当年八四郎五郎

殿御役儀御免故、被成御取持儀難成首尾有之二付、(b)自今以後殿様より罷出御頼答也。因茲稻葉丹後守殿・水野右衛門大夫殿・松平山城守様江御使者以井上政右衛門被仰遣之、

御口上

伯耆国米子町人村川市兵衛と申者、先年より御当地江罷下、御城江罷出候付、当年も御当地江罷越候、(c)最前より安部四郎五郎殿被御取持、御先役之御衆中様江も被仰達由付、終此儀不申入候得共、領分之者之儀ニ付、以使者申入候間、(d)先規之通首尾可然様頼度候、以上、

右之通被仰達候處、いれも御心得被成との儀也。

(鳥取藩池田家史料『御在国在府日記』延宝九年七月一三日条)

これまで阿部四郎五郎殿が村川市兵衛の公義御目見について歴代の寺社奉行(御先役之御衆中様江)に申入れを行つてきた(c)。今後は鳥取藩主名で申し入れることとなるが、これまでどおり御目見がかなうよう頼みたい(d)、というのである。

さらに貞享二(一六八五)年五月、こんどは大屋九右衛門の公義御目見を鳥取藩が取り持つた。

「史料13」

「伯耆国大屋九右衛門・村川市兵衛、公方様江御目見奉頃度由ニ而、御当地江罷越候付、寺社御奉行衆江御使者被遣」

水野右衛門大夫殿江

御口上

伯耆国米子町人大屋九右衛門と申者、先年より御当地江罷下御城江罷出候、村川市兵衛と申者も同役ニ而、竹嶋江渡海仕候、御当地江者八九年ニ一度宛替り々々罷下候、右市兵衛儀、五年已前ニ罷下、(a)御取持を以御目見被仰付候、此度者九右衛門罷下候、可然様御取持頼存候、依之以使者申入候、

じたのである。

の公義御目見を取り持つようになつた。公義御目見による権威・由緒によつて大谷・村川の竹島渡海における排他的利權が保障されたまゝとすれば、このちの竹島渡海に対する鳥取藩の関与はこれまで以上に深まつたといわねばなるまい。それは從來のごとき經濟的な支援にとどまらない。これ以後鳥取藩は、大谷・村川家の竹島渡海をいわば丸ごと抱え込むこととなつたのである。

ほぼ將軍家と幕府主職者(老中・若年寄ほか)に限つて献上されてきた鳥取藩の竹島串鮑は、鳥取藩が公義御目見の取り持ちをするようになつて以後、とりわけ貞享二(一六八五)年ころから献上回数が増える。また鳥取藩との利害關係が考慮され新規の贈与が始まると見いだされる。元禄二(一六八九)年末、吉良上野介・大沢右京大夫に贈つた竹島新串鮑は「御規式等之御用」に対する謝礼の意味であり、能勢惣十郎・伊東九郎左衛門に対するものは、何らかの「御用」に対する謝礼の意であつた。また、貞享二年一二月には松平撰津守から丸干竹島鮑を所望されてもいる。それまで阿部四郎五郎家に対してなされたてきた「所望」が、鳥取藩に対して申し入れられるようになつた。

ところで、これまで大谷・村川・阿部三家は、その代替りごとに竹島渡海に関わつて相互に再確認しあい、密接な関係を繼續・保持してきた。その關係を前提にして阿部の仲介による大谷・村川の公義御目見が実現し、竹島渡海の利權が護られてきた。それが、延宝九年七月の事態を境にして、公義御目見の取持ちが阿部四郎五郎家から鳥取藩に切り替わつた。このとき、新任寺社奉行に対し御目見の先例について鳥取藩が説明しなおしたと同様な意味合いで、大谷・村川家の側が竹島渡海の先例・由緒について改めて説明しなおす必要があると考えても当然である。それはいきおい由緒の正しさを強調することとなつたから、竹島渡海の歴史をより古く遡らせて説明することとなつた。ここに寛永初年竹島渡海免許を元和四年のものと主張する根拠があつ

伯耆国米子町人大屋九右衛門と申者、先年より御当地江罷下御城江罷出候、村川市兵衛と申者も同役ニ而、竹嶋江渡海仕候、御当地江者八九年ニ一度宛替り々々罷下候、右市兵衛儀、五年已前ニ罷下、(b)御先役中之御取持を以御目見被仰付候、此度者九右衛門罷下候、可然様御取持頼存候、依之以使者申入候、

右御使者、愛洲三郎助相勤

追加、九右衛門儀、来ル廿八日御城江罷出御目見仕、

(鳥取藩池田家史料『御在国在府日記』貞享二年五月一六日条)

ここで鳥取藩江戸藩邸は、寺社奉行に大屋九右衛門御目見を依頼するに際して、水野右衛門大夫と本多淡路守・坂本内記とに分けて口上書を用意している。二つの口上書は、大屋九右衛門が村川市兵衛と同様に竹島渡海を行つている者であること、八・九年に一度ずつ御目見のため江戸に参府すること、村川市兵衛は五年以前(延宝五年)に御目見を済ませたこと、以上三点の事情説明において共通している。異なるのは、延宝九年の村川市兵衛御目見について「御取持を以」(a)とするか「御先役中之御取持を以」(b)とするかである。これは水野が延宝九年七月時点で既に寺社奉行として村川御目見に関わつた経験をもつてゐたことと、本多・坂本がそうではなかつたとの違いによる。先例のあることを説明した上で、依頼の趣旨について合意を得る必要があつたからである。鳥取藩なり阿部四郎五郎家が大谷・村川両家の御目見を実現するには、そのつど人間を入れ替わる寺社奉行に対し、先例の説明を行う手間を惜しんではならなかつた。

こうして延宝九(一六八一)年七月以後、鳥取藩が大谷・村川両家

慶長一九(一六一四)年、東萊使尹守謙・朴慶業と対馬藩との間で書契の往復がなされ、朝鮮領である竹島への日本人渡航・入居が事実上禁止であることが確認された。また、竹島に渡海・居住していた鶯坂弥左衛門父子は、元和六(一六二〇)年、幕命にもとづいて(自公儀以御朱印)派遣された対馬藩士らの手によって捕えられた。そして、寛永一四(一六三七)年に竹島渡海の帰り朝鮮半島に漂着した村川市兵衛船一行を朝鮮側から引き取る際、倭館の対馬藩士は「今程竹嶋二船渡り申上候事、從公義御法度様ニ承及申上候」と記す。

こうしたことからすると、慶長一九年以後、対馬藩は基本的に日本人の竹島渡航・居住は禁止事項であると理解していた。また、元和六年鶯坂弥左衛門父子の一件からすれば、このころの幕府もまた、竹島への日本人渡航は禁止すべきこととして理解していた。

伯耆国米子町人村川市兵衛と申者、先年より御当地江罷下御城江罷出候付、当年も御当地江罷越候、(c)最前より安部四郎五郎殿被御取持、御先役之御衆中様江も被仰達由付、終此儀不申入候得共、領分之者之儀ニ付、以使者申入候間、(d)先規之通首尾可然様頼度候、以上、

右之通被仰達候處、いれも御心得被成との儀也。

(鳥取藩池田家史料『御在国在府日記』延宝九年七月一三日条)

伯耆国米子町人大屋九右衛門と申者、先年より御当地江罷下御城江罷出候、村川市兵衛と申者も同役ニ而、竹嶋江渡海仕候、御当地江者八九年ニ一度宛替り々々罷下候、右市兵衛儀、五年已前ニ罷下、(b)御先役中之御取持を以御目見被仰付候、此度者九右衛門罷下候、可然様御取持頼存候、依之以使者申入候、

右御使者、愛洲三郎助相勤

追加、九右衛門儀、来ル廿八日御城江罷出御目見仕、

- 42 -

しかしながら幕府にあつては、そうした竹島渡海禁止の方針がきちんと継承されなかつた。寛永二年（または元年）に「竹島渡海免許」なるものを發給したのちは、幕府は敢えてその問題に踏み込まなかつた。

渡海免許の更新をすることはなかつたが、竹島渡海禁止方針にかかわる幕閣の共通認識も公式見解ももたず、その一方で「竹島」の名を冠した珍品を献上品として收めるなど、曖昧に対処しつづけた。

ところで、元禄五（一六九二）年三月、竹島で大谷・村川船は多数の朝鮮人漁民と出会い、何らの漁獲をあげることもできずに四月五日に伯耆国米子へ帰着した。あくる元禄六年四月にも竹島には朝鮮人出漁者が多かつた。二年続けて漁にならなかつた大谷・村川船は、竹島にいた朝鮮人のうち二人を米子へ連れ帰り、四月末に米子詰鳥取藩家老荒尾修理に善後処置を求めた。五月、鳥取藩江戸藩邸は月番老中土屋相模守に事情を報じた。その際、鳥取藩側が「向後彼嶋朝鮮人不參候致シ、鮑をも前之通献上をも仕度」と述べたところ、老中はその旨を「御聞届」になつたという。これすなわち「元禄竹島一件」の発端である。江戸幕府はこののち竹島への朝鮮人出漁禁止を求めるよう対馬藩に命じ、竹島および周辺海域の利権をめぐる日朝外交交渉に突入することとなるからである。

ここで右の経過にも明らかなるように、竹島における大谷・村川船と朝鮮人漁民との競合にかかる元禄六年の訴えは、鳥取藩を介して幕府に届けられたのであって、阿部家を介したものではなかつた。これは、竹島渡海をめぐる鳥取藩と大谷・村川家の関係が延宝九年以後に変化したことを探しなければ理解できないことがらである。そして旗本阿部家の仲介ではなく、大名家からの仲介であつたがゆえに今回の事件が表沙汰となり「竹島一件」へと發展してゆくこととなつた。曖昧な処理では済まされなくなつたのである。

注

(1)『鳥取藩史』六、四六六～七頁。なお、傍線は池内、以下同様。

(2)『寛政重修諸家譜』永井尚政、井上正就各人の項。

(3)国立国会図書館所蔵対馬藩宗家史料「深見弾右衛門古帳之写」（寛永一七年七月十七日之日帳、八月十日之日帳）

(4)前掲「分類紀事大綱」十四、寛永十四年八月十四日之日帳

(5)国立国会図書館所蔵対馬藩宗家史料「深見弾右衛門古帳之写」（寛永一四年七月一〇日条。なお、この史料の所在については米谷均氏の「教示を得た。」

(6)『漂倭入送膳籍』、ソウル大学校奎章閣、丁丑（寛永一四年）七月一六日条

(7)当時における年数の數え方の慣行に従えば、寛永一四年の一三年前とは寛永二年のことを指す。しかしながら「竹島渡海免許」の發給を寛永二年五月一六日とする、次の史料を寛永二年のものと解した場合にいさか問題を生じてくるようと思われる。

(a)五月十一日之御飛札十月七日二参着、具に披見、并出雲紙拾束贈賜遠路御志之程別而令満足候、然者(b)竹島へ渡海之儀當年者延引之由尤ニ存候、如來意小嶋之儀ニ候間、年を隔被相渡可然候、將又(c)

當年御上洛も候ばゝ出京ニ而御札可被申上処ニ、左無之二付、私慮之由無余儀共ニ候、(d)來年於御上洛者被罷上、御年寄中へ被懸御目候儀外実共肝要之至三候、事々期後變之時候、恐々謹言

十月七日 村川市兵衛殿 大屋九右衛門殿 阿部四郎五郎 正之（花押）

御返事

《村川氏旧記》

右の史料は『伯耆志』（『因伯叢書』第四冊、四〇九頁）にも引用され、そこでは寛永二年のものとされている。徳川家光の上洛が寛永二年にはな

(13)〔中村栄孝、四五七頁〕、「池内敏 付錄年表」整理番号1、「通航覽」

第四、六〇九頁 典拠は「韓錄」。『交隣知津錄』「和漢民送来之例」項には「元和四戊午年、馬多伊等七人鬱陵島ニ漁し漂流するを送る、是御和好後之始り也」とあり、「善隣通書」一七に収められた万曆四六（一六一八）年七月付の日本國對馬州太守あて朝鮮國礼曹參議書契では「倭人馬多三伊等七人（中略）則乃住居三尾關。而往漁于鬱陵島。遇風漂到者也」とする。

(14)〔中村栄孝、四五六～四五六頁〕。『日鮮通交史 附金山史』五三五頁に「袖谷記に曰、磯竹島は、昔、鷺坂弥左衛門父子渡此島陰居、自公儀以御朱印、対馬侍府中田舎者小船二艘以行捕之來也、是自日本行事禁法故なり」とある。

(15)〔米子より竹島に赴くには一旦雲州雲津に着き、其より隱岐國島後福浦に渡り、福浦より竹島に直航するを常とす〕（『鳥取藩史』六卷四六七頁、典拠は「池田家所藏竹島關係文書・伯耆志」）といふ。

(16)原典は「總覽隨筆」卷之中（島根県立図書館）

(17)『伯耆志』四一～二頁、『鳥取縣郷土史』四六〇～一頁、『川上健三』九〇頁。ただし、右三書所収の史料には字句の異同がある。また、差出者の龟山庄左衛門は延宝九（一六八一）年四月に没しているので、この史料は延宝八年以前のものである。

(18)一米子之村川市兵衛、此前之とくうり付ニ來、當年分被成御借間、右之ことく書物取之置、かし可申候、委細者横川次太夫可被申候、以も、その奉書は異國渡海朱印状の代わりに發給される以上、宛先は海外へ赴く貿易商人となるであろうから、やはり「竹島渡海免許」の書式とは異なつてゐる。

(1)前掲「分類紀事大綱」十四、寛文六年八月一日条
(2)『鳥取縣郷土史』四六四～五頁

兵部 志摩 内匠

(1)前掲「分類紀事大綱」十四、寛文六年八月一日条
(2)『鳥取縣郷土史』四六四～五頁

鳥羽忠右衛門殿
大塙七右衛門殿

(19) (鳥取藩池田家史料『控帳』寛永二五年一月一七日条、鳥取県立博物館)

一米子大屋藤兵衛再三願出候付而、拝借銀四貫五百目被仰付旨、村上治

部右衛門江申渡候事

(20) (鳥取藩池田家史料『控帳』元禄六年二月一日条)

右史料の大谷藤兵衛は米子大谷家の別家筋にあたるが、元禄六年に当時七歳であった四代大谷九右衛門勝房の後見をつとめ、九右衛門を名乗つて江戸参府をも勤めた人物である(「大谷文子」、「竹島渡海由来記書抜控」四

代目九右衛門勝房項)。また、「元禄六年八月一六日付、借銀四貫五百目を御公義へ願出の控」(大谷家1-35)は右史料の「再三願出候」とする記述と関連すると思われる。翌元禄七年に大谷・村川家から拝借銀の願出がなされた際、鳥取藩は「拝借之儀者度々之儀故不被仰付候、鳴へ渡海之儀者商先之儀二候へハ御留難成候間、勝手次第二候としてこれを拒んだ」(鳥

取藩池田家史料『控帳』元禄七年一月二六日条)。

(21) (鳥取藩池田家史料『御祐筆日記』寛文二年二月二五日条)

『藩法集』二(鳥取藩、四八八頁、御旧法御定制・五九六号)

(22) (鳥取藩史』六巻二六五頁、殖産商工志、「幕府獻上の魚」項)

(23) (対馬藩宗家史料『竹島一件』(長崎県立対馬歴史民俗資料館)元禄六年六月三日条)

(24) (対馬重修諸家譜)阿部政重項

(25) (三人の寺社奉行在任期間は、福葉丹後守が延宝九年四月九日(天和元年一月一五日)、水野右衛門大夫が延宝九年一月一六日(貞享二年五月二日)、松平山城守が延宝六年三月二三日(天和元年一月二八日)〔柳

嘗補任〕一、五三頁)

(26) (本多淡路守の寺社奉行在任は天和二年一月二日(貞享四年五月一四日、坂本内記の寺社奉行任は天和二年一月一六日(貞享四年五月一四日、〔柳嘗補任〕一、五四頁)

(27) (鳥取藩池田家史料『御祐筆日記』元禄二年一二月九日条)

- (28) (同前『御在国在府日記』貞享二年一二月七日条)
- (29) 「中村栄孝」四五二~四頁。
- (30) 注(14)に同じ。
- (31) 前掲「深見彈右衛門古帳之写」寛永一四年七月九日条
- (32) (鳥取藩池田家史料『御祐筆日記』元禄六年五月一五日条)

参考文献・史料

朝尾直弘「都市と近世社会を考える」朝日新聞社、一九九五年

大谷文子「大谷家古文書」、非売品、一九八八年

李薰「朝鮮後期の独島領属論議」、「独島と対馬島」、知性の泉社、ソウル、一九八六年

太田勝也「奉書船制度の「奉書」とは」、「古文書研究」四三、一九九六年

大谷文子「大谷家古文書」、非売品、一九八六年

梶村秀樹「竹島と獨島問題と日本國家」、「朝鮮研究」一八二、一九七八年、のち「朝鮮史と日本人」梶村秀樹著作集第一巻、明石書店、一九九二年

内藤正中「蔚陵島と因伯」鳥取県の日朝関係史(1)、「北東アジア文化研究」二、鳥取女子短期大学北東アジア総合文化研究所、一九九五年

「元和四年竹島渡海免許をめぐる諸問題—鳥取県の日朝関係史(6)

中村栄孝「日鮮関係史の研究」下、吉川弘文館、一九六九年

藤井謙治「江戸幕府老中制形成過程の研究」、校倉書房、一九九〇年

堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」、「朝鮮史研究会論文集」二四、一九八七年

『大谷氏旧記』一~三、東京大学史料編纂所

*

[表1] 朝鮮に漂着した竹島渡海船の積荷

寛永14年(村川市兵衛船)		寛文6年(大谷九右衛門船)	
みつ之魚之油	314樽	串鮑	60連
干鮑	406連	ミチの皮	350張
丸干鮑	4俵半	ミチノ油	70樽
塩あわび	2樽	材木	9株(櫟幅2尺・厚1尺・長3間7株、椎1株、栎長1間1株)
みつ之魚之魚皮	53枚		
きくらげ	8俵		
ミツノ魚ノ身	60俵		

*「深見弾右衛門古帳之写」寛永14年7月10日項

[表2] 大谷・村川の御目見

○ 寛永3(1626)年	村川市兵衛正純、江戸参府
○ 寛永15(1638)年	村川市兵衛正純・大谷九右衛門勝宗、江戸参府
○ 正保2(1645)年	村川市兵衛正純、江戸参府
○ 明暦3(1657)年	村川市兵衛正清、江戸参府
○ 万治2(1659)年	大谷九右衛門勝実、江戸参府
○ 万治5(1665)年	村川市兵衛正清、江戸参府
○ 万治11(1671)年	大谷九右衛門勝実、江戸参府
◆ 寛文13(1673)年	村川市兵衛、江戸参府 ◆「御祐筆日記」
○ 延宝7(1679)年	大谷九右衛門勝信、江戸参府 *「御在国御在府日記」に記載ナシ
○◆延宝9(1681)年	村川市兵衛正勝、江戸参府 ◆「御在国御在府日記」
○◆貞享2(1685)年	大谷九右衛門勝信、江戸参府 ◆「御在国御在府日記」
○ 元禄2(1689)年	村川市兵衛正勝、江戸参府 *「御祐筆日記」に記載ナシ
○ 元禄7(1694)年	大谷九右衛門勝房、江戸参府

○は大谷家文書で確認できる参府、◆は鳥取藩池田家史料で確認できる参府

遺跡・遺物から 何を読みとるか

宮澤公雄編
98.11刊/A5判
150頁
2000円

古代日本の 道教受容と仙人

松田智弘著
99.01刊/A5判
516頁
8200円

『古代日本道教受容史研究』(88.9 私家版)に、第2部「古代日本の仙人」を増補。不老不死の文化史。

宇佐八幡宮放生会 と法蓮

中野幡能著/950円
98.10刊/A5判・122頁
神仏混淆の放生会の姿を史料により復元し、併せて八幡神成立に功のあった法蓮の事績を顕彰する。

悪党の中世

悪党研究会編
98.06刊/A5判・402頁/7900円
佐藤和彦氏を代表とする悪党研究会による論集。
莊園・流通・内乱の3章16篇の論文を収録し、二条河原落書詳注と悪党交名注文一覧を付す。

中近世の宗教と国家

今谷明・高塙利彦編
98.06刊/542頁/9900円
宗教と国家研究会に集う若手研究者を中心とした意欲的論文集。室町期以降の広範な宗教を、幕府や朝廷を含めた権力との関係で捉える論考15篇。

近世の朝廷運営

久保貴子著
98.05刊/A5判・330頁/6900円
『朝幕関係の展開』近世朝廷の朝廷運営に焦点をあわせ、その形成過程と形成後の朝廷内の確執と幕府の対応を検討し、朝廷の変容の実態を解明。

近世の流通経済と 経済思想

和泉清司著/7900円
98.07刊/A5判・368頁
第一篇で商品流通経済と六斎市をめぐる市場構造を考察し、第二篇で西鶴・昌益・幽学をとりあげる。

幕領陣屋と代官支配

西沢淳男著
98.11刊/A5判・330頁/7900円
幕府代官制度や幕領政策を、幕領支配の拠点である代官陣屋を中心に解明。全国的な代官・陣屋の変遷を初めてデータベース化。付:CD-ROM

近世地域社会論

渡辺尚志編
99.01刊/A5判・490頁/11000円
『幕領天草の大庄屋・地役人と百姓相続』天草の大庄屋制を軸に、地域社会の構造と変容を総合的に解明。「近世米作単作地帯の村落社会」の統編。

社会史と歴史教育

鈴木哲雄著
98.05刊/A5判・236頁/2400円
社会史・中世史研究の最新の成果を、教育現場でいかに教材化するか——。高校での実践報告をふまえ、中世社会像の再構成をめざす。

草の根文書館の思想

安藤正人著
98.05刊/A5判・100頁/1400円
全国津々浦々に文書館を、という願いをこめて語る。自らの文書を保存し活かす拠点としての「草の根文書館」への応援歌。ブックレット③

早稲田文庫の 古文書解題

柴辻俊六編
98.10刊
A5判・306頁
6400円

早稲田大学図書館所蔵の古文書類 558件15万点について内容を紹介し、利用の便をはかる。索引付

農耕文化の 民俗学的研究

白石昭臣著
98.08刊
A5判・534頁
11800円

稻作・畑作文化の特色を明らかにし、周辺諸国と対比し、文化複合の視点で日本の基層文化を解明。

年中行事と民俗芸能

大森恵子著
98.11刊/A5判・546頁/14800円
『但馬民俗誌』狐ガヨリ行事や麒麟獅子舞など、但馬各地で伝承されている年中行事や民俗芸能、祭礼などをとりあげる。付:年中行事・文献目録

編集後記

一昨年の九月に「鳥取地域史研究会」の設立準備会を発足させ、以来、月例会(研究報告会)を積み重ねてきています。昨年二月には設立総会を開き、会員の皆様に御賛同いただきました。それから、ほぼ一年が経ち、ここに『鳥取地域史研究』第一号の発行となりました。まずは本会事務局、会員一同これを喜びたいと思います。

当誌に貴重な論稿をお寄せいただいた執筆者の方々には、編集・製作上、十分な時間を設定できず、心苦しくもありましたが、快く応じていただき、改めて感謝の意を申し上げます。

思えば、これまでトントン拍子で会誌の発行まで漕ぎ着けた感もありますが、偏に本会関係者の地域史研究にかける並々ならぬ意欲の結集によるものと言えましょう。勿論、本会が、先行する諸研究に導かれて今日に至っていることは言う迄もありません。

まずは第一号。「研究誌は継続させることが重要」と言われます。鳥取における歴史研究に新局面を切り開く数多くの論稿が当誌から発表され、蓄積されて行くことを心より願っています。

鳥取地域史研究会 編集担当 池内 敏 伊藤 康晴

鳥取地域史研究 第1号

平成11年(1999年)

2月21日発行

編集・発行 鳥取地域史研究会

会長 安藤文雄

事務局 〒680-0011 鳥取市東町2-124

鳥取県立博物館内

0857(26)8044

印刷所 株式会社ティエスピー



千157-0062 東京都世田谷区南烏山4-25-6-103 TEL:03-3326-3757
【価格は税別】新刊ニュース星 FAX:03-3326-6788